

## 陳 情 文 書 表

平 2 8 陳 情 第 4 号	平成 2 8 年 5 月 2 5 日 受 理
件 名	平和安全法制整備法及び国際平和支援法の廃止を求める陳情
陳 情 者	秦野市上今川町 7 - 2 1 全日本年金者組合神奈川県秦野支部 支部長 若井 吉太郎      ほか 6 団体（裏面参照）
陳 情 の 要 旨	
<p>戦後 7 1 年の間、私たちの先輩は、戦争で人を殺したり殺されたりしない平和な国として、諸国民からの信頼を深く積み上げる努力をしてきました。</p> <p>その中で、平成 2 7 年 9 月 1 9 日参議院本会議で、平和安全法制整備法及び国際平和支援法が可決されました。</p> <p>これらの法律には、二つの大きな問題があります。</p> <p>第一に、この法制は「専守防衛」の安全保障政策を 1 8 0 度転換することです。</p> <p>戦力の不保持や国の交戦権否認を明記した日本国憲法第 9 条に違反して正当性を欠き、海外での武力行使を可能にするものです。</p> <p>すなわち、①自衛隊が海外の戦闘地域にまで行って軍事支援をすること、②紛争地の治安維持活動などに参加し、武器が使用できるようになること、③存立危機事態で集団的自衛権を発動し、他国の戦争にも参戦することです。</p> <p>第二に、この法制は、立憲主義に反することです。</p> <p>立憲主義とは、どの様な政権も憲法の枠内で政治を行い、政策の違いを超えて一致して守るべき民主主義政治の土台です。多くの憲法学者、元内閣法制局長官、元最高裁判所判事経験者が違憲性を指摘しています。また国会における政府の説明は極めて不十分のまま、審議を尽くさずに国民の大きな不安と反対を無視して強行採決されたことは重大で決して看過できないものです。</p> <p>私たち秦野市民には、平和の宝が二つあります。それは、秦野市平和都市宣言「世界の恒久平和は、すべての人々の切なる願いである。」、秦野市民憲章「平和を愛する市民のまち、それは私たちの誇りです。」、「みんなの発言で住みよいまちを、それは私たちのちかいです。」です。</p> <p>よって私たちは、以下のことを強く求め、国へ意見書を提出していただきたく陳情いたします。</p> <p><b>陳情事項</b></p> <p>平和安全法制整備法及び国際平和支援法を廃止するよう、国に意見書を提出すること。</p>	

陳 情 者 (6 団 体)

秦野市南矢名 3-6-28

新日本婦人の会秦野支部 支部長 原 とし子

秦野市今川町 6-8

秦野市平和委員会 担当 山口 正

秦野市曾屋 5705

神奈川県地域人権運動連合会秦野支部 支部長 鹿島 きく江

秦野市寿町 6-6 3階

秦野民主商工会 会長 小見山 行男

秦野市曲松 2-5-22

平和・民主・革新をめざす秦野市懇談会 事務局長 太田 潤七

秦野市蓑毛 253-4

憲法九条の会・はだの 担当 大屋 珠江